

新婚世帯及び子育て世帯支援制度実施要綱

平成19年6月11日

区 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立住宅条例施行規則（平成5年板橋区規則第29号）付則（以下「施行規則付則」という。）第9項の規定に基づき新婚世帯及び子育て世帯支援に対する具体的な処理方法を定める。

(支援の申請・審査)

第2条 支援を受けようとする者は、施行規則付則第4項に規定する支援の場合は（別記様式第1号の3）により申請し、必要な審査を受けなければならない。ただし区長が公簿等の確認により、当該申請に関する事実を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2 支援の申請を行った者は、前項の申請に必要な書類の提出又は提示をしなければならない。

(支援の通知)

第3条 区は前条により申請のあった者に対し、支援の決定又は支援の決定の取消しを次の各号に掲げる通知書により、申請者に通知する。

- (1) 区立住宅使用料支援決定通知書（様式2）
- (2) 区立住宅使用料支援決定取消通知書（様式3）

(区長が別に定める場合)

第4条 施行規則付則第8項で区長が別に定める場合とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者の死亡
- (2) 被扶養者の死亡及び成長による年齢超過
- (3) 滞納額を2か月以内に納付した場合

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し、必要な事項は主管部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1)

区立住宅使用料支援申請書

平成 年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

(申請者)

住 所	
使用者氏名	印
電 話 番 号	

板橋区立住宅条例施行規則付則第4項に規定する特定使用者への支援を下記のとおり申請します。また、申請にあたり住民基本台帳公簿の確認をすることに同意します。

記

区 立 住 宅	住 宅
支 援 理 由	<input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯

備考

- 1 支援理由は、該当する項目に☑をしてください。

(様式2)

区立住宅使用料支援決定通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長 坂本 健

平成 年 月 日付で申請のあった区立住宅使用料の支援について
下記のとおり決定したので、通知します。

記

区立住宅名	
住所	
使用者負担額	月 額 円
支援額	月 額 円
支援後使用者負担額	月 額 円
支援適用期間	年 月 ~ 年 月
注意事項	次の事項の場合、支援を取り消すことがあります。 1 不正の行為によって支援を受けたとき。 2 支援要件を喪失したとき。 3 使用料を滞納したとき。

(様式3)

区立住宅使用料支援決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長 印

平成 年 月 日付で決定した区立住宅使用料の支援については、支援要件を喪失したため、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 区立住宅使用料支援取消年月

年 月分～

2 区立住宅使用料支援決定番号

()

3 取消理由